

# 桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例

(平成 28 年 12 月 22 日条例第 29 号)

改正 平成 30 年 6 月 26 日条例第 29 号 平成 31 年 3 月 30 日条例第 12 号  
令和 2 年 3 月 31 日条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。)第 5 条第 15 項の認定を受けた同条第 1 項の地域再生計画(以下「地域再生計画」という。)に記載されている地方活力向上地域(産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。)内において、法第 17 条の 2 第 3 項の認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)に従つて、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設(以下「特定業務施設」という。)を新設し、又は増設した特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第 4 項に規定する事業者(以下「認定事業者」という。)に対する固定資産税の課税の特例について必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の不均一課税)

第 2 条 市長は、法第 5 条第 18 項(法第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により地域再生計画が公示された日(以下「公示日」という。)から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日まで(同日までに法第 17 条の 2 第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が 3,800 万円(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 10 条第 7 項第 6 号に規定する中小事業者、同法第 42 条の 4 第 8 項第 7 号に規定する中小企業者及び同法第 68 条の 9 第 8 項第 6 号に規定する中小連結法人にあつては 1,900 万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対し

て課する固定資産税について、最初に固定資産税を課することとなる年度(以下「開始年度」という。)以後3年度分に限り不均一に課税する。

(不均一課税の税率)

第3条 前条に規定する固定資産に対して課する固定資産税の税率は、桐生市市税条例(平成10年桐生市条例第2号。以下「条例」という。)第62条の規定にかかわらず、法第17条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業に該当する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる率を条例第62条に規定する税率に乗じて得た率とする。

年度の区分	率
開始年度	4分の0
第2年度(開始年度の翌年度)	4分の1
第3年度(第2年度の翌年度)	4分の2

(不均一課税の申請)

第4条 第2条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める期日までに、市長に申請をしなければならない。

(不均一課税の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により第2条の規定の適用を受けた者については、当該適用を取り消すものとする。

(報告)

第6条 市長は、第2条の規定の適用を受けている者に対し、必要な報告を求めることができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月26日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年度以後の固定資産税について適用する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 30 日条例第 12 号)  
この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日条例第 12 号)  
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。